松本広域消防局インターンシップ実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、松本広域消防局（以下「消防局」という。）が行う就業体験（以下「インターンシップ」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　インターンシップは、学生又は生徒に対して就業体験の機会を提供することにより、学生又は生徒の就業意識の向上及び松本地域の消防行政に対する理解を促進することを目的とする。

（対象者）

第３条　インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程を置くものに限る。）又は高等学校に在学する学生又は生徒とする。

２　消防長は、前項に規定する者のうち、インターンシップの目的、内容、実施体制その他の事情を勘案して、適当と認める者を受け入れるものとする。

（受入手続等）

第４条　インターンシップを希望する学生又は生徒は、松本広域消防局インターンシップ申込書（様式第１号）を消防長に提出するものとする。ただし、高等学校に在学する生徒については、原則として在学する学校を通じて申し込むものとする。

２　消防長は、前項の規定による申込みがあったときは、インターンシップを行う学生又は生徒（以下「実習生」という。）の受入れの可否を決定し、その結果を、受入れを可とするときは松本広域消防局インターンシップの受入れ決定（様式第２号）により、受入れを不可とするときは松本広域消防局インターンシップの受入れ見送り決定（様式第３号）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

（実習生の身分及び報酬等）

第５条　消防長は、実習生に対して消防職員としての身分を付与しない。

２　消防局は、実習生に対して賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

（服務）

第６条　実習生は、インターンシップに専念し、法令、条例、規則等を遵守するとともに、消防職員の指示に従わなければならない。

２　実習生は、消防局の信用を傷つけ、又は消防局の不名誉となるような行為をしてはならない。

３　実習生は、インターンシップに当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。インターンシップ期間終了後も、また同様とする。

４　実習生は、疾病その他やむを得ない理由によりインターンシップを欠席する場合は、インターンシップ開始時刻前に受入れを行う消防局、消防署又は消防出張所（以下「受入所属」という。）に連絡しなければならない。

５　実習生は、消防職員の指示なく、インターンシップ場所を離れ、又は消防車両、消防資機材その他の設備を使用してはならない。

６　実習生は、受入所属の許可なく、インターンシップ中に写真、動画等を撮影し、又はインターンシップに関して知り得た情報をインターネットその他の媒体に掲載してはならない。

（安全管理）

第７条　消防局は、実習生の安全確保に配慮し、インターンシップの内容、場所その他必要な事項について適切な安全管理を行うものとする。

２　実習生は、インターンシップ中に身体の異常その他の危険を感じたときは、直ちに受入所属の職員に申し出なければならない。

３　実習生は、消防職員の指示に従い、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

（事故責任等）

第８条　実習生は、インターンシップ中及びインターンシップ場所への往復途上における事故等に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。ただし、学校その他の団体が加入する保険により傷害及び賠償責任に係る補償が確保されている場合は、この限りでない。

２　実習生は、前項の規定により傷害保険及び賠償責任保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しをインターンシップの前までに消防長に提出しなければならない。

３　実習生が、故意又は過失により受入所属に損害を与えたときは、実習生は、その損害を賠償しなければならない。

４　実習生が第三者に損害を与えた場合は、実習生が加入する賠償責任保険その他の方法により、その損害を賠償するものとする。ただし、当該損害が消防局

の故意又は過失による場合は、この限りでない。

５　実習生が、第三者に与えた損害等により、消防局が第三者に対して損害賠償の責を負った場合は、実習生は自らの責任の範囲内で、消防局が被った損害を補填しなければならない。

（実習生の提出書類）

第９条　実習生は、本要綱の規定を遵守することを誓約するため、誓約書（様式第４号）をインターンシップの前までに消防長に提出しなければならない。

２　実習生は、受入所属からインターンシップの感想や提言等について求めがあったときは、インターンシップ期間終了後に速やかに提出するものとする。

（インターンシップの中止又は変更）

第１０条　受入所属は、実習生が本要綱の規定に違反する行為を行ったときは、実習生のインターンシップを中止することができる。

２　受入所属は、台風等の天候不順や災害等の発生によりインターンシップの実施に危険が及ぶおそれがあると判断したときは、実習生のインターンシップを中止又は変更することができる。この場合、受入所属は実習生に速やかに通知するものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１１月１日から施行する。